

市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準検討委員会 設置要綱

(趣旨)

第1条 市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準に関する検討に係る意見収集を行うため、市民利用施設の使用料・減免に関する統一的な基準検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の目的)

第2条 委員会では、市民利用施設における使用料・減免に関する統一的な基準に関することについて意見収集を行う。

(委員)

第3条 委員は、別表のとおりとする。

(委員会)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員の互選により、委員長及び副委員長を選出する。

3 委員長は、委員会を主宰し、委員会の議事進行に必要な事項を定める。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の公開)

第5条 委員会は原則公開とする。ただし、委員会が福岡市情報公開条例第38条ただし書きの規定に該当するときは、この限りでない。

(経費の支弁)

第6条 市は、委員会の委員に対し、会議の出席に対して報償費及び交通費を支弁するものとする。

(規定外事項)

第7条 この要綱に定めのない事項で、委員会の運営に関する事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月29日から施行する。